⑷ Delivery period : By 19 March, 2026
⑸ Delivery place : National Institutes for the Humanities, National Museum of Ethnology
⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning the Contract for National Institutes for the Humanities Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2025 in the Kinki area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
D meet the qualification requirements which Director General National Institutes for the Humanities may specify in accordance with Article 7 of the Regulation,
E not be currently under a suspension of business order as instructed by President, Inter-University Research Institute Corporation, National Institutes for the Humanities.
⑺ Time limit of tender : 17 : 00 9 June, 2025
⑻ Contact point for the notice : Keisuke Kodera, Office of Administration, Procurement Unit of the Finance Section, National Museum of Ethnology, 10―1 Senri Banpakukoen Suita-shi Osaka 565―8511 Japan, TEL 06―6878―8496
⑼ Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「０」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

令和７年４月16日

支出負担行為担当官
九州農政局長　緒方　和之

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　43

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　八代平野農業水利事業　遥拝頭首工補強補修建設工事
⑶　工事場所　熊本県八代市坂本町西部い及び豊原上町地先
⑷　工事内容　本工事は、国営八代平野土地改良事業計画に基づき、遥拝頭首工を補強補修するものである。
１）本体工

堰柱・導流壁補修工	Ｌ＝24m
堰柱耐震補強工	Ｎ＝４箇所
上流エプロン補修工	Ｌ＝537.7m
下流エプロン補修工	Ａ＝562㎡
その他補修工	一式

２）仮設工

進入路工	一式
上流仮締切工	一式
下流仮締切及び工事用道路工	一式
台船組立分解ヤード整備工	一式
その他仮設工	一式

⑸　工期　920日間
⑹　使用する主要な資機材　超高強度繊維補強コンクリートパネル　Ａ＝600㎡

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　九州農政局管内における建設工事に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者業者のうち、「土木一式工事」の確認を受けている者であること。又は、九州農政局管内における建設工事に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の受付において申請を行い受理されている者で、開札時までに「土木一式工事」の確認を受けている者であること。なお、開札時において、令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木一式工事」の確認を受けていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再確認を受けていること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再確認を受けた者を除く。
⑷　九州農政局における「土木一式工事」に係る一般競争参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した客観点数が、1,200点以上であること。（上記⑵の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）
⑸　施工実績
①　平成22年４月１日から令和７年３月31日までに元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体に当たっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。
②　同種工事とは、「コンクリート工事」とし、規模は問わないものとする。また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局（農林水産部）を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めない。
⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第２項に該当する場合は、その限りではない。
①　配置予定技術者の資格
㈀　監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）
ⓐ　１級国家資格者（土木施工管理技士、建設機械施工技士）
ⓑ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」、「農業土木」とするものに限る）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）、総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、農業「農業農村工学」、農業「農業土木」、森林「森林土木」又は水産「水産土木」とするものに限る））の資格を有する者
ⓒ　国土交通大臣特別認定者
㈁　主任技術者　㈀に示す要件に該当する者、若しくは、以下に示すいずれかの資格を有する者
ⓐ　２級国家資格者（土木施工管理技士（土木）、建設機械施工技士）
ⓑ　指定学科（土木工学に関する学科）を卒業後、土木一式工事で下記の実務経験を有する者（㋐高等学校（旧実業学校を含む）、専修学校専門課程　５年以上、㋑高等専門学校（旧専門学校を含む）、専門士　３年以上、㋒大学（旧大学を含む）、高度専門士　３年以上）
ⓒ　10年以上、土木一式工事の実務経験を有する者
ⓓ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者